

(平成21年10月28日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認三重地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5 件

厚生年金関係 5 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 13 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 11 件

三重厚生年金 事案 637

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和44年3月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月21日から同年3月10日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について加入の事実が無い旨の回答があった。しかし、当時、私はA社から出向し、B社（現在は、C社）で勤務しており、新製品開発の研究に従事していた。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社及びC社が保管している労働者名簿等関連資料並びに申立人から提出された両社の移籍証明書により、申立人は昭和47年4月1日にB社に移籍するまでA社に在籍していたことが確認できる。

また、社会保険庁のオンライン記録によると、A社からB社に移籍した同僚4人のうち3人については、厚生年金保険被保険者記録が途切れなく継続されていることが確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間においてA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和43年12月の社会保険事務所の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かにつ

いては、事業主は不明としているが、社会保険事務所の記録におけるA社の資格喪失日が雇用保険の記録における資格喪失日と同日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格喪失日と記録したとは考え難いことから、当該社会保険事務所の記録通りの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和44年1月及び2月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、当該期間のうち平成3年10月から4年9月までの期間を36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成3年10月から4年9月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成7年1月31日に訂正し、同年1月及び同年2月の標準報酬月額を26万円、同年3月から同年5月までの標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

さらに、申立人の申立期間③に係る標準報酬月額については、当該期間のうち平成11年10月から同年12月までの期間を22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間③のうち平成11年10月から同年12月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年5月1日から7年1月31日まで
② 平成7年1月31日から同年6月1日まで
③ 平成7年6月1日から12年12月1日まで

申立期間①にはB社、申立期間③にはA社に勤務しており、その際に両社から社会保険事務所に届け出られた標準報酬月額が実際に受け取っていた給与額と著しく相違しているため、当該期間の標準報酬月額を訂正してほしい。また、申立期間②についてもA社で勤務しており、給与から厚生

年金保険料が控除されているので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社に係る申立期間①について、社会保険事務所の記録では、申立期間①の標準報酬月額については、平成3年5月から同年9月までは36万円、3年10月から4年9月までは34万円、4年10月から5年9月までは28万円、5年10月から6年12月までは26万円と記録されている。

しかしながら、申立期間①のうち平成3年10月から4年9月までの標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所の記録が相違していることが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額から、平成3年10月から4年9月までの期間は36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が平成3年10月から4年9月までの期間について一致していないことから、事業主は、給与明細書において確認できる保険料控除に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

A社に係る申立期間②及び③について、社会保険事務所の記録によると、A社は厚生年金保険の適用事業所となった年月日は、平成7年6月1日であり、申立期間②について、同社は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できるが、申立人から提出された給与明細書及び申立人の雇用保険の加入記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、社会保険事務所の記録では、申立期間③の標準報酬月額については、平成7年6月から11年9月までは22万円、同年10月から12年11月までは20万円と記録されているが、申立期間③のうち11年10月から同年12月までの標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書の厚生年金

保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所の記録が相違していることが認められる。

したがって、申立人の給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間②の標準報酬月額については、平成7年1月及び同年2月の標準報酬月額を26万円、同年3月から同年5月までの標準報酬月額を22万円、申立期間③のうち11年10月から同年12月までの標準報酬月額については22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間②について、A社は適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間③については、当該事業所は既に適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主の連絡先も不明である上、給与明細書において確認できる保険料控除に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、平成11年10月から同年12月までの期間について一致していないものの、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立人から提出された給与明細書によると、申立期間①のうち平成3年5月から同年9月までの期間及び4年10月から6年12月までの期間、並びに申立期間③のうち7年6月から11年9月までの期間及び12年1月から同年11月までの期間の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、社会保険事務所の記録と一致している、又は社会保険事務所の記録より低いことが確認できることから、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和41年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月31日から同年11月1日まで

社会保険事務所の厚生年金保険の加入記録には、昭和41年10月31日から同年11月1日までの期間が無い。会社から籍をB社に移す説明を受けたが、勤務場所はA社のままで、同社に継続して勤務していた。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社及びB社の法人登記簿謄本により複数の者が両社の役員を兼務していること及び当時の同僚の供述から、両社が関連会社であることが確認できる上、申立人の雇用保険の加入記録及び申立人と同時期にA社からB社に異動した同僚が所持している申立期間に係る給与明細書から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社の昭和41年9月の社会保険事務所の記録から2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立人の申立てどおりの届出は行っておらず、保険料を納付したか否かについては不明としているが、厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失日が昭和41年10月31日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

三重厚生年金 事案 640

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和42年11月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年11月26日から同年12月1日まで

私は、昭和35年2月10日にA社に入社し、41年7月1日に関連会社であるB社に出向した。その後、結婚を機に42年11月26日にA社に戻り、44年3月に退職するまで継続して同社で勤務していた。申立期間について厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によると、申立人のB社における資格喪失日は昭和42年11月26日、A社における資格取得日は同年12月1日となっており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録は無い。

しかし、申立人の雇用保険の加入記録によると、A社における資格取得日は昭和42年11月26日となっている上、B社及びA社の法人登記簿謄本により、複数の者が両社の役員を兼務していること、及びA社の元役員及び同僚の供述から、両社が関連会社であることが確認できるほか、申立期間当時社会保険等の事務担当をしていた同僚が、雇用保険と社会保険の資格取得は同時に行っていた旨供述をしていることを踏まえると、申立人はA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る昭和42年12月の社会保険事務所の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は「当時の同僚の供述により、申立人が当該事業所に継続して勤務していたことが確認できたことから、申立期間に係る厚生年金保険料については納付した。」と主張するが、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

三重厚生年金 事案 641

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和29年4月14日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年4月14日から同年5月1日まで

昭和25年4月1日に入社し、46年7月7日に死亡退職するまでA社に継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の雇用保険の加入記録、B社が保管する人事記録及び申立人が保管する昭和29年4月13日付けでA社C支店勤務を命ずる辞令書から、申立人が同社に継続して勤務し（昭和29年4月13日にA社本店から同社C支店へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和29年5月の社会保険事務所の記録から8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

三重国民年金 事案 750

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 48 年 3 月まで

昭和 42 年 10 月から自営業を始めた後、しばらくして市の職員が国民年金の説明に来たので、経済的に苦しい中、高額ではあったが、妻が未納となっていた夫婦二人分の国民年金保険料を工面してその職員に納付した。職員に「これで一般の人と同額の年金が受け取れます。」と言われたので、安心してその後の納付を続けて来た。領収書等は無く、まとめて納付した金額も正確には覚えていないが、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 51 年 1 月 5 日に夫婦連番で払い出されており、市の国民年金被保険者名簿によると、申立人夫婦は共に、50 年 12 月 29 日に、申立人は 48 年 4 月から 50 年 3 月までを過年度納付により、申立人の妻は 40 年 4 月から 50 年 3 月までを第 2 回特例納付及び過年度納付により、遡^{そきゅう}及して国民年金保険料を納付したことが確認できることから、50 年 12 月ごろに国民年金の加入手続が行われたものと考えられる。

しかしながら、申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の妻に聴取したところ、その妻は、夫婦二人の未納となっていた期間の国民年金保険料は一括してすべて納付したと主張しているが、申立人の妻が明確ではないとしながらも納付したとしている金額は、申立人夫婦のそれぞれの申立期間の保険料額、及び申立人夫婦の上記の遡^{そきゅう}及納付済みとなっている期間の保険料額を合わせた金額とは大きく相違している上、申立人の妻は遡^{そきゅう}及して納付したのは 1 回だけであるとしていることから、申立人の妻は、50 年 12 月 29 日に納付した保険料を申立期間の保険料と錯誤している可能性も考えられる。

また、申立人夫婦における上記の遡^{そきゅう}及納付を行った期間は異なっているが、申立人夫婦が国民年金に加入したとみられる時点において、申立人の妻は、特例納付によらなければ年金受給権を取得できない状況であったことから、受給権が取得できる期間だけ遡^{そきゅう}及して特例納付等を行い、申立人については、年金受給権を取得することは可能であったことから、保険料の低額な過年度納付のみを行ったとしても不自然ではない。

さらに、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、ほかに申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 751

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 4 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで

昭和 42 年 10 月から自営業を始めた後、しばらくして市の職員が国民年金の説明に来たので、経済的に苦しい中、高額ではあったが、未納となっていた夫婦二人分の国民年金保険料を工面してその職員に納付した。職員に「これで一般の人と同額の年金が受け取れます。」と言われたので、安心してその後の納付を続けて来た。領収書等は無く、まとめて納付した金額も正確には覚えていないが、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 51 年 1 月 5 日に夫婦連番で払い出されており、市の国民年金被保険者名簿によると、申立人夫婦は共に、50 年 12 月 29 日に、申立人は 40 年 4 月から 50 年 3 月までを第 2 回特例納付及び過年度納付により、申立人の夫は 48 年 4 月から 50 年 3 月までを過年度納付により、遡^{そきゅう}及して国民年金保険料を納付したことが確認できることから、50 年 12 月ごろに国民年金の加入手続が行われたものと考えられる。

しかしながら、申立人は、夫婦二人の未納となっていた期間の国民年金保険料は一括してすべて納付したと主張しているが、申立人が明確ではないとしながらも納付したとしている金額は、申立人夫婦のそれぞれの申立期間の保険料額、及び申立人夫婦の上記の遡^{そきゅう}及納付済みとなっている期間の保険料額を合わせた金額とは大きく相違している上、申立人は遡^{そきゅう}及して納付したのは 1 回だけであるとしていることから、申立人は、50 年 12 月 29 日に納付した保険料を申立期間の保険料と錯誤している可能性も考えられる。

また、申立人夫婦における上記の遡^{そきゅう}及納付を行った期間は異なっているが、申立人夫婦が国民年金に加入したとみられる時点において、申立人は、特例

納付によらなければ年金受給権を取得できない状況であったことから、受給権が取得できる期間だけ遡^{そきゅう}及して特例納付等を行い、申立人の夫については、年金受給権を取得することは可能であったことから、保険料の低額な過年度納付のみを行ったとしても不自然ではない。

さらに、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、ほかに申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 642

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 6 月 26 日から 43 年 6 月 1 日まで

私は、昭和 41 年 4 月から 43 年 5 月 30 日までの期間に A 社（現在は、B 社）で正社員として働いていた。しかし、社会保険事務所から、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答があった。申立期間当時の給与明細書等の資料は無いが、給与から厚生年金保険料が控除されていた記憶があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について B 社に照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、A 社において申立期間に厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に照会したものの、申立人の勤務実態、当時の同社における厚生年金保険適用に係る取扱い等についての供述等は得られなかった。

さらに、申立人の A 社における雇用保険の加入記録によると、昭和 41 年 4 月 15 日資格取得、同年 6 月 25 日離職となっており、申立期間に係る加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 643

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 2 日から 34 年 1 月 1 日まで

私は申立期間にA社で勤務しており、厚生年金保険に加入していた。社会保険事務所から、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答があったが納得できないので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてA社に照会したところ、「当該事業所が保管している厚生年金保険の関係資料を確認したが、申立期間に申立人の氏名は見当たらなかった。」との回答があった。

また、申立人が記憶している同僚のうち、3人についてはA社において厚生年金保険の被保険者としての記録が無く、申立期間に厚生年金保険被保険者であった複数の同僚（申立人が記憶している同僚を含む。）に照会を試みたものの、連絡先は不明であるため、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

さらに、社会保険事務所が保管しているA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間について申立人の氏名は無い上、申立人の同事業所における雇用保険の加入記録によると、昭和 40 年 12 月 1 日資格取得、平成 10 年 3 月 31 日離職となっており、申立期間に係る加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 644

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 10 月 26 日から 45 年 5 月 1 日まで

A社に昭和 44 年 6 月に入社し、45 年 5 月に社名がB社に変更となったが、引き続き同年 12 月まで同社で勤務していた。申立期間当時の給与明細書や源泉徴収票等の資料は無いが、両社において、入社した当初から継続して厚生年金保険料が給与から控除されていた記憶があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によると、A社は、昭和 44 年 12 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているため、申立期間のうち 44 年 12 月 21 日から 45 年 5 月 1 日までの期間については、同社は厚生年金保険の適用事業所ではない上、B社が厚生年金保険の適用事業所になった年月日は、同年 5 月 1 日であることが確認できる。

また、閉鎖登記簿謄本による調査でも、A社及びB社の当時の役員等関係者の所在が判明しないため、申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、A社において申立期間当時に厚生年金保険被保険者であった複数の同僚（申立人が記憶している同僚を含む。）に照会したものの、当時の事業所における厚生年金保険適用に係る取扱い等についての供述等は得られなかった上、これらの同僚は、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった昭和 44 年 12 月 21 日までにすべて被保険者資格を喪失しているほか、引き続き同社からB社で勤務した者の資格取得日は、すべてB社が厚生年金保険の適用事業所になった 45 年 5 月 1 日以降となっている。

このほか、申立期間について申立人の雇用保険の加入記録は無い上、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 645

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 10 月 1 日から 11 年 3 月 31 日まで
申立期間に係る報酬は 50 万円だったと思うので、申立期間における標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が代表取締役を務めていたA社（現在は、B社）は、社会保険庁の記録によると、平成 11 年 10 月 18 日付けで申立人の 10 年 10 月から 11 年 2 月までの厚生年金保険の標準報酬月額について、50 万円から 9 万 8,000 円にさかのぼって訂正されていることが確認できる。

また、A社の商業登記簿謄本から、申立人は、平成 11 年 4 月 1 日付けで当該事業所の代表取締役を辞任していることが確認できる。

一方、B社に照会したところ、「業績が悪化していたため、現在の代表取締役が申立人の標準報酬月額を下げることを取締役会において決定した。」と回答している上、平成 10 年 6 月 5 日に行なわれた取締役会議事録において、申立人の役員報酬が同年 7 月分から月額 10 万円に決定されたことが確認できる。

さらに、B社から提出された人件費・役員報酬手当の内訳書には、平成 10 年 10 月 1 日から 11 年 9 月 30 日までの期間における申立人に係る役員報酬の合計額が 40 万円と記載されており、申立人の役員任期が 11 年 3 月末日までであったことを踏まえると、申立人の標準報酬月額は社会保険庁に記録されている標準報酬月額とおおむね一致している。

これらを総合的に判断すると、当該標準報酬月額の訂正処理は、事業主が申立人の報酬額について実態に基づいた届出を行なったものと認められる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

三重厚生年金 事案 646

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 1 月 21 日から 38 年 3 月 1 日までの期間のうち約 1 年間

申立期間に A 社（現在は、B 社）で臨時工として勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無く納得できない。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について B 社に照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、申立人が申立期間における A 社の上司及び同僚であるとしている 4 人については、社会保険庁の同社の厚生年金保険被保険者記録に該当者が見当たらない上、同社において申立期間に厚生年金保険被保険者であった同僚に照会したところ、「厚生年金保険の加入期間に臨時工として勤務していた期間は算入されていないと思う。」と供述していることから、同社においては、必ずしも勤務期間すべてについて従業員を厚生年金保険に加入させていたとは言えない状況がうかがえる。

さらに、社会保険事務所が保管している A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び原票の健康保険整理番号*番（昭和 35 年 6 月 6 日資格取得）から*番（昭和 38 年 4 月 1 日資格取得）までを調査したが、申立人の氏名及び被保険者原票は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 647

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日まで
② 昭和 49 年 9 月 1 日から 51 年 7 月 1 日まで

私は昭和 40 年 4 月 1 日にA社に総合職の正社員として入社した。申立期間当時は高度経済成長期であり給与が下がるということは無かったにもかかわらず、厚生年金保険加入記録の標準報酬月額が下がっている。申立期間の標準報酬月額を 45 年 4 月から 7 月までを 7 万 6,000 円に、49 年 9 月から 51 年 6 月までを 20 万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人及びA社本社から提出された社内歴（人事記録及び給与記録）の給与歴欄には、「昭和 45 年 4 月 1 日 5 等級 6 号 42,500 円」と記載されており、これは社会保険事務所の記録と一致している。

また、企業年金連合会が保管している申立人の申立期間②に係るB厚生年金基金の加入記録における標準報酬月額は、社会保険事務所の記録と一致している。

さらに、A社本社の事務担当者に申立人の申立期間に係る標準報酬月額について照会したところ、「転勤の場合、当時の資格取得時における標準報酬月額については、給与のうち固定給のみを標準報酬月額としたと思われる。」との供述があった。

加えて、申立期間①については、申立期間①前後にA社の他支店からC支店に異動し資格取得している同僚9人のうち連絡の取れた2人は「異動により給料が下がることは無かった。」と供述しているものの、当該同僚の標準報酬月額の記録をみると、申立人と同様に同社C支店の資格取得時の標準報

酬月額が異動前の標準報酬月額より低額となっている上、申立期間②については、申立人と同日である昭和 49 年 9 月 1 日に同社の他支店から D 支店に異動し資格取得している同僚 9 人のうち 8 人は、申立人と同様に同社 D 支店の資格取得時の標準報酬月額は異動前の標準報酬月額より低額となっている。

このほか、社会保険事務所が保管している A 社 C 支店の健康保険厚生年金保険被保険者原票及び同社 D 支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立期間に係る標準報酬月額と社会保険庁のオンライン記録の標準報酬月額とは一致しており、申立人に係る標準報酬月額の記録管理に不自然な点は認められない上、申立期間について、標準報酬月額に誤りがあることをうかがわせる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 648

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年4月19日から26年1月1日まで

私は昭和24年3月に高等女学校を卒業し、同年4月19日にA社（現在は、B社）C支店に入社した。入社時の月給は3,000円だったが保険料等は控除されていたと思う。厚生年金保険は入社と同時に加入しており、会社が休みである26年1月1日に加入することは無い。在職証明書を提出するので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した在籍証明書及び申立人の雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間にA社C支店で勤務していたことは確認できる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、A社C支店が厚生年金保険の適用事業所となった年月日は、昭和26年1月1日であり、申立期間については、同事業所は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、社会保険事務所が保管しているA社C支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿について、資格取得日順に健康保険整理番号*番から*番（申立人は*番）までの被保険者の資格取得日を見ても、いずれも昭和26年1月1日となっている上、申立人が一緒に入社したとしている同僚についても、被保険者資格の取得日は、申立人と同じ同年1月1日である。

さらに、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてB社本店に照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料等や供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 649 (事案 57 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 8 月 24 日から 39 年 4 月 30 日まで

前回、A社において昭和 36 年 5 月ごろから 38 年 7 月 1 日までの期間及び同年 8 月 24 日から 39 年 5 月ごろまでの期間について申立てを行ったところ、年金記録の訂正のあっせんは行わないとの判断を行った旨の通知があった。今回、当時の同僚の氏名を思い出したので、申立期間について再申立てをする。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、社会保険事務所が保管している A 社の健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ても、記録が訂正された痕跡こんせきが無いこと及び同社は既に適用事業所に該当しなくなっており、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 5 月 20 日付けの年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、申立ての事業所に勤務していた当時の同僚の氏名を思い出したため、事実関係を再確認してほしいと主張しているが、申立人から氏名の提示があった同僚 4 人に申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について照会したところ、申立人が当該事業所で勤務していたとの供述をしているものの、当時の当該事業所における厚生年金保険適用に係る取扱い等についての供述等は得られなかった。

また、申立人が A 社を一緒に退社したとしている上司及び同僚の二人については、社会保険事務所が保管している同社の健康保険厚生年金保険被保険者原票を調査しても、二人の原票は見当たらない上、同社において申立期間に厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に照会したものの、申立てに係

る事実を確認できる供述等は得られなかった。

したがって、申立人が主張している事情を調査しても、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 650 (事案 58 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 9 月 8 日から 39 年 5 月 30 日まで
前回、A社において昭和 36 年 9 月ごろから 38 年 7 月 1 日までの期間及び同年 9 月 8 日から 39 年 6 月ごろまでの期間について申立てを行ったところ、年金記録の訂正のあっせんは行わないとの判断を行った旨の通知があった。今回、当時の同僚の氏名を思い出したので、申立期間について再申立てをする。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、社会保険事務所が保管しているA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ても、記録が訂正された痕跡こんせきが無いこと及び同社は既に適用事業所に該当しなくなっており、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 5 月 20 日付けの年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、申立ての事業所に勤務していた当時の同僚の氏名を思い出したため、事実関係を再確認してほしいと主張しているが、申立人から氏名の提示があった同僚 4 人に申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について照会したところ、申立人が当該事業所で勤務していたとの供述をしているものの、当時の当該事業所における厚生年金保険適用に係る取扱い等についての供述等は得られなかった。

また、当該事業所において申立期間に厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に照会したものの、申立てに係る事実を確認できる供述等は得られなかった。

したがって、申立人が主張している事情を調査しても、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 651

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 6 月 30 日から 23 年 3 月 1 日まで
私は昭和 22 年 6 月 30 日にA社に入社し、同日からB支店で勤務しており、56 年 1 月 29 日に定年退職するまで同社に継続して勤務していた。同社に勤務していた期間は厚生年金保険に加入し保険料は控除されていたと思うので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社の在籍期間証明書及び同僚の供述により、申立人が申立期間に同社B支店で勤務していたことは確認できる。

しかし、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてA社本社に照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、申立人が申立期間におけるA社B支店の同僚であるとしている3人の厚生年金保険被保険者資格の取得日を確認したところ、いずれの同僚も同社に入社したとしている日から4、5か月後に資格取得していることから、同社においては、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは言えない状況がうかがえる。

さらに、社会保険事務所が保管しているA社B支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間について申立人の氏名は無く、記載内容に不合理な点は見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 652

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年4月から24年4月1日まで

A社（現在は、B社）において、同事業所が閉鎖される昭和20年10月1日まで勤務した後、同事業所の再開に伴い、21年4月20日に再就職した。申立期間については、研磨工として働いていたので、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における申立期間当時の同僚の供述から判断すると、申立人が昭和21年4月に当該事業所に再就職したことは推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となった年月日は、昭和22年5月1日であり、申立期間のうち同年5月1日までの期間については、同事業所は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる上、申立人から提出された同事業所の昭和21年5月、同年6月及び同年11月の賃金支払明細書には厚生年金保険料が控除されていない。

また、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてB社に照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人と一緒にA社に再就職したとする同僚が「私は、再就職してしばらくは臨時職だったが、昭和22年5月1日に正職員になり厚生年金保険に加入した。従業員の中には社会保険料が引かれるのを嫌って臨時職のまま正職員にならなかった人も多かった。」と供述していることから、同事業所においては、すべての従業員を厚生年金保険に加入させていたとは言えない状況がうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。